

松市協第252-1号  
令和4年9月7日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

松原市市民協働部  
市民協働課長 友田 正人

2022年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答について

平素は、松原市行政運営にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年7月5日で貴団体より提出のあった、2022年度自治体キャラバン行動・要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

なお、回答内容のご質問につきましては、各担当部署にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

また、懇談については、各担当部署の判断に基づき開催しないことが決定されましたので、ご回答申し上げます。

松原市市民協働部市民協働課

担当 浅田

TEL 072-334-1550 (内線 2521)

FAX 072-337-3003

## 2022年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答書

### 統一要望項目

#### 1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

##### 【回答】

各年度において、採用試験を実施し、正規職員の確保に努めております。(人事課)

- ② 大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

##### 【回答】

平成31年4月に女性の職業生活における活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、能力や適性に応じた女性職員の登用に努めるとともに、研修等を通じた人材育成に取り組みながら、キャリアアップを望む女性職員のフォローに努めております。(人事課)

#### 2. コロナ対応及び物価高対策

- ① コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。

##### 【回答】

生活相談・医療相談については、休日に緊急の連絡が入る場合のために、緊急連絡網を整備しており担当課で対応できるようにしております。(福祉総務課)

##### 【回答】

女性相談をはじめとする様々な相談事業について、通常の相談時間に加え、例えば女性相談については、年2回、夜間に特設相談や月1回、休日相談を行っております。

さらに、大阪府等の関係機関が実施する様々な相談窓口を周知啓発し、相談者の支援に努めております。(人権交流センター)

- ② 各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。

【回答】

国・府及び近隣市町村等の動向を注視してまいります。(福祉総務課)

- ③ 生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。

【回答】

上下水道料金の減免につきましては、上下水道事業にかかる経営への影響が非常に大きく、実施は大変難しい状況です。

現在、国からの通知により、新型コロナウイルス感染症の影響で上下水道料金の納付に困難を来している上下水道利用者に対する支援策といたしまして、納付相談に応じ、支払い猶予等の柔軟な措置を講じております。(上下水道総務課)

### 3. 子ども・シングルマザー・貧困対策関係

- ① 子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。

【回答】

本市においては、貧困問題を含め、子どもの健やかな育ちを支援するため、広く市民の意見・意向を確認するための調査をおこなっております。

平成31年度に実施した調査では、さまざま課題を把握し施策に反映させることができました。今後も、必要に応じ、調査を含め実態の把握に努めていきます。(子育て支援課)

- ② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。

【回答】

子ども及びひとり親家庭医療費助成制度は、全国一律で広域的に実施すべきものと考えていますが、これまで子ども医療の所得制限の撤廃や、対象年齢の拡充等に取り組んできたところです。限られた財源の中で広く子育て世帯への助成を継続するためには、医療費の無償化は困難と考えています。

なお、子ども医療の入院食事療養費については、平成27年4月に大阪府が助成廃止した後も市単独事業として助成を継続し、無償としております。(医療支援課)

- ③ 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。

【回答】

松原市では、社会福祉協議会が中心となって子ども食堂を支援するとともに、フードバンク事業にも取り組んでいます。また松原市として、子ども食堂の運営を支援するため社会福祉協議会へ財政支援を行っています。(福祉総務課)

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】

本市では、完全給食及び全員喫食の学校給食を小学校はセンター方式で、中学校は民間調理場活用方式にて実施しており、学校給食法を遵守し、栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の家計への経済的負担の軽減のために、令和3年度に引き続き、令和4年度においても市立小中学校に在籍する児童、生徒の給食費を無償化します。(学校給食課)

【回答】

保育所・こども園・幼稚園などの副食費につきましては、義務教育等・障がい児通所支援・介護保険・医療保険等の他制度における食料費の自己負担を参考にし、子ども・子育て支援新制度においても、幼児教育無償化を機に副食費は保護者負担となりました。

保育所・認定こども園・施設型給付の幼稚園在園の3歳児（1号認定子どもは満3歳児）以上の児童につきましては、幼児教育無償化以前の1号認定子どもは主食費・副食費ともに実費徴収を行い、2号認定子どもは主食費は実費徴収を行い、副食費は公定価格において積算し、利用者負担額の一部として徴収しておりました。幼児教育無償化が開始されてからは、1号認定子ども・2号認定子どもともに副食費が実費徴収として一本化されたため、国の基準に則り、年収360万円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降の子ども等について、副食費徴収免除対象者としています。

3歳児未満の児童につきましては、幼児教育無償化以前と変わらず、公定価格において積算し、利用者負担額の一部として主食費・副食費を徴収しています。そのため、生活保護世帯・市民税非課税世帯・第3子以降の子ども等の利用者負担額が発生しない児童につきましては無償となっております。

私学助成幼稚園につきましても同様に、年収360万円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降の子どもにつきましては、補足給付対象者として副食費の補助を行っております。

(子ども施設課)

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。

【回答】

児童扶養手当の申請時及び現況届提出時には、プライバシーに配慮し丁寧な対応を行っております。

また、民生委員による各種証明につきましては、大阪府のマニュアルに従い、適切な運用を行っております。運用については府において状況に合わせ見直しが行われており、今後も府の動向を注視しながら研究を行ってまいります。(子育て支援課)

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】

本要望につきましては、回答いたしません(教育推進課)

- ⑦ 「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答】

ヤングケアラーの問題は関係機関が連携し対応すべき問題と考えております。

ヤングケアラーについては、令和3年度に国による一斉調査が行われ、支援のための施策が実施されており、今後もさらに実施されていくところです。

本市でも子育てや教育、地域福祉などの担当部署や関係機関が連携し、支援体制の整備を進めてまいります。(子育て支援課)

- ⑧ 子どもたちが進学をあきらめずにすむように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。

【回答】

松原市では、中学3年生の生徒に対して、高校入学時の入学準備金として50,000円、100,000円、150,000円の貸付を行っており、しおりは学校を通じて毎年配布しています。(教職員課)

## 4. 医療・公衆衛生

- ① コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料PCR検査の実施など、いつでも簡単にPCR検査ができるようにすること。

【回答】

安心して医療にかかることができるよう松原市医師会と連携を強化するとともに、医療体制の確保について大阪府へ要望してまいります。また、新型コロナウイルス感染症の早期発見・早期治療及び感染拡大を防止するための検査体制の強化といたしましては、大阪府藤井寺保健所と連携して「松原市PCR検査センター」を開設しております。

府の事業といたしましては、無症状であり新型コロナ患者との濃厚接触の可能性が無い方を対象に「無料検査事業」を、また若年輕症者向けに「抗原定性検査キットの無料配布」や若年輕症者が検

査する場合の陽性確定、オンライン診療による解熱剤等処方を可能とする「若年輕症者オンライン診療スキーム」を実施しております。

さらに、大阪府ではクラスターが発生しやすい入所系・居住系の高齢者施設等従事者に対しては3日に1回、通所系・訪問系サービス事業所の従事者に対しては、1週間に1回の検査を受けることが可能となる事業を実施しており、また、利用者等に少しでも症状が出た場合に簡易・迅速に検査ができるようスマートフォンやパソコンでインターネットから検査の申込ができる「高齢者等スマホ検査センター」等も運用しております。

今後も大阪府及び藤井寺保健所と情報を共有してまいります。(地域保健課)

- ②第5波・第6波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング(慶応大学・濱岡豊教授調査)では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。

**【回答】**

保健所機能の充実・強化については、大阪府に要望しているところです。(地域保健課)

## 5. 国民健康保険

- ① コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。こどもの均等割は無料とすること。

**【回答】**

国民健康保険料については、大阪府国民健康保険運営方針及び松原市国民健康保険条例に基づき保険料設定を行っており、大阪府において様々な保険料抑制策が講じられているところです。未就学児の均等割制度の拡充については国の財源と基準によるものが本来であると考えます。

(保険年金課)

- ② 多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。

**【回答】**

被保険者間の受益と公平性の確保や予防・健康づくり、医療費適正化取組の推進を軸とした大阪府国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険制度の安定的な運営を実施しています。また、府内全体での保険財政の公平化を図るためにも、大阪府国民健康保険運営方針による保険料設定は必要と考えます。(保険年金課)

- ③ 国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免につ

いては 2020 年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

#### 【回答】

傷病手当金につきましては、様々な業種の労働者が加入している国民健康保険において、就業状況や収入の実態把握等が困難な中、国の財源と基準に基づき被用者に対する緊急・特例的な支給が行えるよう実施しているものであり、対象や支援の拡充については公平性の観点から、国の責任において基準を設定するべきものと考えております。

また、令和4年度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する財政措置については、国・府に対して全額補填されるよう強く要望しているところです。

減免申請については、6月の納入通知書の発送時に減免案内を同封し、市のホームページに申請書を提示し閲覧及び印刷ができるようにすることで、全ての被保険者への周知を図り、郵送手続きも促しております。なお、印刷ができないなどの個別事情があれば、申請書をお手元に郵送する対応を行っております。（保険年金課）

## 6. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

#### 【回答】

本市の特定健診・がん検診について、大阪府の平均受診率と比較すると、特定健診、肺がん検診については若干平均値を下回りますが、それ以外のがん検診については平均値を上回っており、毎年、効果的な受診勧奨の方法や受診体制について検討を重ね、実施しております。

また、がん検診の対象年齢については、市独自に乳がん検診は20代から、胃内視鏡検査は30代から受診可能としております。（地域保健課）

- ② 歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。

#### 【回答】

松原市では第2次健康まつばら21（健康増進計画・食育推進計画）において、歯と口の健康を保つ取り組みに力を入れています。

成人歯科健診の受診年齢は国の定める40・50・60・70歳だけではなく、20歳、40-50歳、55・65歳も含め対象を拡充して実施しております。今後も受診率向上を目指し、実施体制の分析や評価を行い、健診の実施をすすめてまいります。

また、妊婦を対象にした歯科健診につきましては、令和4年度より、従来の集団健診から市内歯科医療機関において個別に受診できる「妊婦歯科健康診査」を実施し、利便性の向上を図っております。（地域保健課）

## 7. 介護保険・高齢者施策

- ① 高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあつては、取り崩して保険料引下げを行うこと。

### 【回答】

第8期介護保険事業計画において、介護保険料所得段階区分を従来の第9段階から第11段階へと細分化し、介護給付費準備基金を繰入れ、適正な保険料基準額を算定しています。

(高齢介護課)

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

### 【回答】

介護保険法に基づき、令和元年度より、低所得者に対する介護保険料の軽減強化を拡充しております。また、保険料の減免については、松原市介護保険条例、及び施行規則、松原市介護保険料減免要綱に基づき適切に実施しています。(高齢介護課)

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

### 【回答】

介護保険制度については、介護保険法に基づき適正に実施しています。(高齢介護課)

- ④ 総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

### 【回答】

介護保険サービスの利用については、介護支援専門員が申請者の状況等を確認し、ケアプランに基づき適切なサービスを行っています。(高齢介護課)

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

### 【回答】

サービス単価については、国の報酬単価に準じて設定しています。(高齢介護課)



⑤居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)に対する支援について

イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと

【回答】

介護保険法等に則り、適切に対応しております。(高齢介護課)

ロ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】

介護保険法等に則り、サービス利用者の状況等を踏まえ、適切に対応しております。  
(高齢介護課)

⑥ 保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】

介護保険法等に則り、サービス利用者の状況等を踏まえ、適切に対応しております。  
(高齢介護課)

⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

【回答】

高齢者の見守りについては、地域の関係団体と連携し、高齢者等見守りチーム等で実施しています。また、老人クラブ、地域包括支援センター等を通して、熱中症予防対策の啓発を行うなど、様々な活動を行っています。

また、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人との接触を控える高齢者及び重度障がいをお持ちの方は、在宅時間が長くなることが想定されることから、自宅内の熱中症を防ぐため、エアコンの電気料金等の補助として1世帯あたり1万円を交付します。対象世帯は、令和4年7月1日現在において、本市の住民基本台帳に記載されている昭和32年7月1日までに生まれた方のみで構成されている高齢者世帯及び高齢者と重度障がい者のみで構成されている世帯となっております。(高齢介護課)

⑧入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を図り、様々なサービス提供を行っています。（高齢介護課）

⑨介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】

大阪府の開催する南河内ブロック介護人材確保連絡会議において、現状や課題を共有・検討し、イベント等での啓発を行うなど地域の実情に合った介護人材確保への取り組みを行っています。（高齢介護課）

⑩軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】

補聴器購入については、聴覚障がいをお持ちの方に対する助成制度があり、軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度については、国・府の動向を注視してまいります。（高齢介護課）

## 8. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】

障害福祉サービスにつきましては、国の通知に基づき適切に運用しております。（障害福祉課）

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】

市では国よりの留意事項に「要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること」と示されている通り適切に実施しております。（障害福祉課）

- ③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和4年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

**【回答】**

国の通知には、介護保険サービスのみでは必要なサービスを確保できない場合や、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉固有サービスについては障害福祉サービスを利用できるとされており、本市においても通知に従い適切に運用しているところです。(障害福祉課)

- ④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。

**【回答】**

国の通知には、介護保険サービスのみでは必要なサービスを確保できない場合や、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉固有サービスについては障害福祉サービスを利用できるとされており、本市においても通知に従い適切に運用しているところです。(障害福祉課)

- ⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

**【回答】**

市では、障害福祉サービスを利用されてきた方が65歳に到達する2か月前に連絡をさせていただき、介護保険について制度や申請方法などについて説明をさせていただいております。また、介護保険の被保険者である障害者の個別のケースに応じて、本人の意向を聴き取りなどにより把握したうえで、適切に判断するようにと国の通知にもあり、本市においても、相談に乗りながら、介護保険制度との併給が可能であることの案内について、懇切丁寧に対応させていただいているところです。

今後とも、障害者の方がスムーズに介護保険サービスの利用を行えるように情報伝達方法の工夫も含め丁寧な対応に努めてまいります。(障害福祉課)

- ⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

**【回答】**

自立支援給付については、国の責任において、実施されるべきものであり、国庫負担基準のあり方については、市長会を通し国に要望をしています。(障害福祉課)

⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【回答】

自立支援給付については、国の責任において、実施されるべきものであり、国庫負担基準のあり方については、市長会を通し国に要望をしています。(障害福祉課)

⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】

障害福祉サービスにおける相談支援専門員による介護保険制度の情報提供や、介護保険の介護支援専門員が随時情報共有を図るよう国からも示されているところであり、本市においても、高齢介護課と連携を図り、障害者が安心して地域で自立した生活できるよう支援を行っております。(障害福祉課)

⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】

利用者負担につきましては、国の通知や制度に基づき適切に運用しているところです。平成30年度より障害福祉サービスにおいて新高額障害福祉サービス等給付費が創設され、制度の周知や、対象となる方への申請勧奨など丁寧に対応しております。(障害福祉課)

⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】

重度障害者医療費助成については、国の公費負担制度としての創設を大阪府市長会を通じ、要望しております。

また、以前から、市町村の要望として、医療費助成の対象範囲につきましては、対象者を身体障害者手帳3級及び4級の一部、知的障害者中度、精神障害者保健福祉手帳2級まで、難病患者では障害年金2級受給者または特別児童扶養手当2級までと、市長会を通じて大阪府へ要望しており、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。(医療支援課)

## 9. 生活保護

① コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

【回答】

松原市では生活保護申請数、決定数は増加傾向にあり、コロナ禍における影響を受けていると考

えております。扶養照会について国からの通知等に基づいて対応しております。扶養義務履行が期待できない者の判断基準に該当する者以外は、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者として、扶養照会を行っております。また、申請意思を示された方に対して、申請をすみやかに受け付けております。(福祉総務課)

- ② 札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

**【回答】**

広報への情報周知は必要に応じて行っております。(福祉総務課)

- ③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

**【回答】**

ケースワーカーの配置は、被保護世帯の実態に応じた支援が行えるように、人事当局に増員要望をしており、就労支援等の相談業務にあたる専門知識・経験を有する支援員の配置等、支援体制の充実を図っています。なお、申請意思を示された方に対して、申請をすみやかに受け付けております。(福祉総務課)

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

**【回答】**

ケースワーカーについては性別にかかわらず、市民の人権に配慮した対応を心がけております。(福祉総務課)

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

**【回答】**

生活保護の「しおり」は、生活保護の基本的な考え方、保護の原則、被保護者の権利と義務等についてわかりやすく説明したものを福祉総務課のカウンターに設置しております。また、生活状況等確認のため、きめ細やかな面談を行うとともに、生活保護の申請の意思を示した方について、申請用紙をお渡ししています。(福祉総務課)

- ⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

**【回答】**

平成24年4月より休日・夜間等の閉庁時に診療を受けられるように、全世帯に「生活保護受給証明書」を配布しております。(福祉総務課)

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

**【回答】**

警察官OBは配置しておりません。また、「適正化ホットライン」については、貧困ビジネスなどによる生活保護受給者の被害を防止するとともに、生活に困窮しており、何らかの支援が必要な方の発見などを目的に設置しているものであり、今後も情報収集に努め、生活保護のさらなる適正運用を行ってまいります。(福祉総務課)

- ⑧ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

**【回答】**

生活保護実施要領に基づき、適正な運営を行っております。(福祉総務課)

- ⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

**【回答】**

平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき、適正な運営を行っております。  
(福祉総務課)

- ⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。

**【回答】**

生活保護実施要領及び医療扶助運営要領に基づき、適正な運営を行っております。  
(福祉総務課)

- ⑪ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

**【回答】**

生活保護実施要領に基づき、適正な運営を行っております。(福祉総務課)